東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年 5月29日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 5月29日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備各機器の点検期限を点検計画に基づき平成29年5月としていたが、現在点検中である残留熱除去機器冷却系熱交換器(B)、(D)の点検が延長になり、非常用ディーゼル発電設備(B)の不待機期間が延長になることから、マニュアルに従い検討評価し、高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備各機器の点検期限を平成29年6月まで延長。	GⅢ	
2	4 号 機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気圧縮機(A-2)高圧側ピストンリングにおいて、間隙が使用限界値を超えているリングが確認されたため、当該リングを交換。 なお、当該空気圧縮機の機能に影響無し。	GⅢ	